

## 役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育徳会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事及び監事をいう。

### (理事会又は評議員会の出席)

第3条 役員等が理事会に出席したとき及び評議員等が評議員会に出席したときは、別表1により旅費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、別表1の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員の実務報酬)

第4条 理事長及び専務理事及び理事等が理事会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

3 監事が理事会出席以外の日において、法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

4

4 苦情対応第三者委員が、法人及び施設運営に関する苦情対応等の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

### (出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

### (改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならぬ。

付則

この規定は、平成28年5月9日より適用する。

この規程は、平成29年6月22日より適用する。

別表 1

名 称	旅 費
理事会出席旅費	1回 5,000円
評議員会出席旅費	1回 5,000円
評議員選任・解任委員会出席旅費	1回 5,000円

別表 2

名 称	報 酬	旅 費
理事長及び専務理事 業務報酬	1 日 20,000円 半日 10,000円	実費支給
理事業務報酬等	1 日 10,000円 半日 5,000円	実費支給
監事監査指導報酬等	1 日 15,000円 半日 8,000円	実費支給
苦情対応第三者委員	1 日 5,000円	実費支給

別表 3

宿泊費	日 当	旅 費
一泊 15,000円	1 日 2,000円 半日 1,000円	実費支給